備考

1　この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号による廃止前の平成十九年総務省告示第六百十八号による廃止前の平成十四年総務省告示第百三十九号）において分類された業種区分によるものとする。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

表二

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	平成二十四年十一月一日から平成二十五年三月三十一日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	金・銀鉱業	
五	鉄鉱業	
六	花こう岩・同類似岩石採石業	
七	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
八	安山岩・同類似岩石採石業	
九	大理石採石業	
十	ぎょう灰岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
十四	耐火粘土鉱業	
十五	ろう石鉱業	
十六	ドロマイト鉱業	
十七	けい石鉱業	
十八	天然けい砂鉱業	
十九	石灰石鉱業	
二十	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
二十一	酸性白土鉱業	
二十二	滑石鉱業	
二十三	一般土木建築工事業	
二十四	土木工事業（別掲を除く）	
二十五	造園工事業	
二十六	しゅんせつ工事業	
二十七	舗装工事業	
二十八	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
二十九	木造建築工事業	
三十	建築リフォーム工事業	
三十一	とび工事業	
三十二	土工・コンクリート工事業	
三十三	特殊コンクリート工事業	
三十四	鉄骨工事業	
三十五	石工工事業	
三十六	れんが工事業	
三十七	タイル工事業	
三十八	コンクリートブロック工事業	
三十九	左官工事業	
四十	板金工事業	
四十一	建築金物工事業	
四十二	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
四十三	道路標示・区画線工事業	
四十四	床工事業	
四十五	内装工事業	
四十六	ガラス工事業	
四十七	金属製建具工事業	
四十八	木製建具工事業	
四十九	防水工事業	
五十	はつり・解体工事業	